

長野県建築住宅センターから確認検査手数料の改定等のお願い

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は確認検査業務など弊センターの業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊センターは、平成12年に長野県知事の指定を受け、地域に根差した民間確認検査機関として、確認検査業務を行ってまいりました。

経営におきましては、県・市で建築行政を経験し、退職した建築技術職員を積極的に採用し人件費の抑制を図るとともに、事務所の統廃合等による各種経費の削減等に努め、お客様の負担の軽減を図りながら、確認検査業務区域を順次拡大するなどのサービスの向上に努めてまいりました。

しかし、県・市を退職する建築技術職員の減少により、確認検査業務を行う専門資格を有する職員を機関内で育成することが必要になってきているとともに、業務区域の拡大による通信費、燃料費等の各種経費の増大、更に本年10月には消費税率の引上げが実施されることなどから、現行の手数料額で確認検査業務を継続することが困難な状況になっています。

弊センターが、今後も末永く確認検査機関として、確認検査業務を通じて地域の発展に貢献するため、不本意ではありますが、下記のとおり確認検査手数料の改定等を行うことにいたしました。

今後も迅速かつ適正な確認検査業務の提供に努めてまいりますので、改定にご理解を賜りますとともに、引き続き弊センターをご利用いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 確認検査手数料の改定等の時期
令和元年（2019年）8月1日（木）申請受付分から適用
- 2 確認検査手数料の改定等の内容
 - (1) 確認検査手数料（基本確認検査手数料）の改定
 - (2) 審査・検査内容に応じた加算手数料の新設

具体的な改定等の内容は、別紙1をご覧ください。

確認検査手数料の改定等

基本確認検査手数料は、1のとおりです。上段緑字の金額が改定後の手数料額、下段の金額が改定前の手数料額です。
2の手数料の加算がある場合、加算する手数料の合計に1の基本確認検査手数料を加えた額が、確認検査手数料になります。

1 基本確認検査手数料

単位：円、非課税

項 目		確認審査	中間検査	完了検査	中間検査を実施した場合の完了検査		
床面積の合計	区 分						
30㎡以内	木造住宅等	8,000 6,000	18,000 15,000	16,000 13,000	13,000 11,000		
	その他の建築物	12,000 10,000		17,000 14,000			
30㎡を超え 100㎡以内	木造住宅等	13,000 11,000	21,000 18,000	18,000 15,000	19,000 16,000		
	その他の建築物	19,000 16,000		21,000 18,000			
100㎡を超え 200㎡以内	木造住宅等	19,000 16,000	28,000 24,000	23,000 20,000	25,000 22,000		
	その他の建築物	31,000 27,000		26,000 22,000			
200㎡を超え 500㎡以内	木造住宅等	31,000 27,000	36,000 32,000	30,000 26,000	36,000 32,000		
	その他の建築物	54,000 50,000		37,000 32,000			
500㎡を超え 1,000㎡以内	木造住宅等	46,000 42,000	54,000 50,000	49,000 44,000	56,000 52,000		
	その他の建築物	71,000 67,000		59,000 54,000			
1,000㎡を超え2,000㎡以内		103,000 98,000	76,000 71,000	81,000 76,000	76,000 71,000		
2,000㎡を超え10,000㎡以内		215,000 210,000	155,000 150,000	155,000 150,000	145,000 140,000		
10,000㎡を超え50,000㎡以内		355,000 350,000	245,000 240,000	235,000 230,000	225,000 220,000		
50,000㎡を超えるもの		615,000 610,000	505,000 500,000	465,000 460,000	445,000 440,000		
建築設備	計画変更申請	小荷物専用昇降機	/	/	/		
		上記以外				6,000 5,000	
	上記以外	小荷物専用昇降機				10,000 9,000	
		上記以外				11,000 9,000	
	小荷物専用昇降機					/	14,000 12,000
	上記以外						13,000 11,000
上記以外		20,000 18,000					
工作物	計画変更申請	8,000 7,000	/	/	/		
		上記以外				14,000 12,000	
	上記以外					16,000 14,000	

2 手数料の加算等

確認・検査申請が次の第1号から第5号に該当する場合、手数料は該当する号の加算額の合計になります。

- (1) 構造計算の審査が必要な場合の加算額【新設】（ルート2審査及び構造計算適合判定を行う場合は、対象外です。）

単位：円、非課税

床面積の合計	加算額
100㎡以内	10,000
100㎡を超え500㎡以内	20,000
500㎡を超えるもの	50,000

注) 床面積の合計は、Exp. J等で接している建築物の独立部分ごとに、それぞれ別の建築物として適用します。

- (2) ルート2審査が必要な場合の加算額【既設】（ルート2審査：建築基準法施行令第9条の3に定められた「確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準」による審査）

単位：円、非課税

床面積の合計	加算額
1,000㎡以内	120,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	160,000
2,000㎡を超え10,000㎡以内	190,000
10,000㎡を超え50,000㎡以内	250,000
50,000㎡を超えるもの	500,000

注) 床面積の合計は、Exp. J等で接している建築物の独立部分ごとに、それぞれ別の建築物として適用します。

- (3) 天空率の審査が必要な場合の加算額【新設】

単位：円、非課税

加算額	10,000
-----	--------

- (4) 避難安全検証法、耐火性能検証法及防火区画検証法の審査が必要な場合の加算額【新設】

単位：円、非課税

加算額	30,000
-----	--------

- (5) 省エネ適合性判定対象建築物の完了検査の加算額【新設】

単位：円、非課税

床面積の合計	加算額	備 考
200㎡以内	5,000	○ 左記の加算額は、直前の省エネ適合性判定を長野県建築住宅センターが行った場合の額です。
200㎡を超え500㎡以内	7,000	
500㎡を超え1,000㎡以内	12,000	○ 直前の省エネ適合性判定を長野県建築住宅センター以外の機関で行っている場合の加算額は、左記の金額に2を乗じた額になります。
1,000㎡を超え2,000㎡以内	16,000	
2,000㎡を超え10,000㎡以内	31,000	
10,000㎡を超え50,000㎡以内	47,000	
50,000㎡を超えるもの	93,000	

- (6) 帳簿記載事項証明書交付手数料【既設】

単位：円、課税税抜き

手数料	1,000
-----	-------